

「ねんきん定期便」を活用した厚生年金基金加入記録等の提供について（要望）

厚生年金基金の加入員等については、「厚生年金基金における原簿の記録の適正な管理等について」（平成19年10月9日付年発1009001号）において、各厚生年金基金の実情に応じ、定期的実施するよう努めることが通知され、「厚生年金基金の加入員等に対する記録等の提供について」（平成21年7月6日付年発0706第2号）において、その標準的な様式が示されました。各基金では、これに従い諸準備を進めることとしております。

これにより基金加入員等は、社会保険庁を含めた複数の保険者より年金記録の内容が記載されている通知を受け取ることとなります。

一方、社会保険庁においては、同庁の有する被保険者ファイルで厚生年金基金の加入期間を管理していることから、大きなコストをかけずに、去る4月に開始された「ねんきん定期便」において企業年金も含めた包括的な記録を一つの通知でお知らせすることが可能です。これはひいては、公的年金、企業年金加入員等の利便性が図られることや迅速かつ確実な年金の支給に繋がるものであり、公的年金及び企業年金の信頼性の一層の向上に資するものと考えます。

つきましては、社会保険庁の「ねんきん定期便」改善ご検討の際には、下記に記しますように厚生年金基金の記録等を含めて記載されることを切望します。

また、厚生年金基金の記録等にかかる照会について、企業年金連合会、各基金等へ照会するよう誘導することにより、社会保険庁の照会件数の軽減に貢献できるものと考えております。

なお、当連合会においても、照会件数増に伴う相談体制の拡充も視野に入れた体制整備を検討する予定であることを申し添えます。

## 記

### 1 厚生年金基金の加入期間について

「ねんきん定期便」においては、お勤め先の名称等として、厚生年金基金加入期間の表示があり、社会保険庁の被保険者ファイルには厚生年金基金番号の情報が収録されていること、また、事業所ファイル及び基金料率ファイルにおいても基金番号や基金名称等が収録されていることから、加入厚生年金基金名（解散している場合はその旨を含む）、基金番号を記載していただきたい。

なお、必要に応じ、厚生年金基金番号と厚生年金基金名の情報を収録したデータファイルを提供させていただく。

### 2 将来支払われる年金額（見込額）について

「ねんきん定期便」においては、50歳未満の方の場合、厚生年金基金の代行部分の給付額を含む額が記載されているが、50歳以上の場合、被保険者種別の情報に基づき厚生年金基金の代行部分の給付額を計算し、その額を控除した額を記載していることから、50歳以上の場合についても、厚生年金基金の代行部分の給付額を含む額を記載していただきたい

### 3 注記について

厚生年金基金に加入していた期間がある場合、その期間についての厚生年金基金の代行部分の給付額と上乗せ給付の額は、厚生年金基金又は企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）から支給されることになる旨を注記していただきたい

また、住所変更届や氏名変更届が提出されない場合、重要なお知らせが届かなくなることがある旨を注記していただきたい

（参考として「ねんきん定期便」改善案を添付いたしました。）

平成 21 年 7 月 23 日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

厚生労働省年金局長  
渡邊 芳樹 殿

# ねんきん定期便

参考

内容に関するご照会は  
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！  
TEL 0570-058-555  
※一部のIP電話及びPHSからは  
「03-6700-1144」にお電話ください。

差出人  
社会保険庁  
社会保険業務センター  
〒168-8505  
東京都杉並区高井戸西3-5-24

311340212446#



この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

記載内容に「もれ」や「誤り」がないかご確認をお願いいたします。加入記録の確認の流れや加入記録の確認のポイント等につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。

また、「ねんきん特別便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、社会保険業務センターや社会保険事務所がお調べておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、社会保険業務センターや社会保険事務所から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 21 年 4 月 20 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号

生年月日

昭和 45 年 月 日

(基礎年金番号及び生年月日は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、リーフレットの2～3ページをご覧ください。

## 1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
6 月	83 月	89 月	103 月	0 月	192 月

## 2 これまでの加入実績に応じた年金額

(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、リーフレットの7ページをご覧ください。)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	316,800 円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	134,800 円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金+老齢厚生年金】	(年額)	451,600 円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 9,032,000 円になります。

### (参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	77,800 円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	1,526,696 円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)	1,604,496 円

お示している年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。  
現在、社会保険庁と共済組合などの情報交換により記録の確認を行っているところです。



A0036814

311340212446# 01/07



P0037233

## これまでの『年金加入履歴』です

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください  
(裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。  
※現在、社会保険庁と共済組合等の情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					
001	厚年	■■■■会社	平成 5. 4. 1	平成 8. 10. 10	42
002	国年	第1号被保険者	平成 8. 10. 10	平成 8. 12. 14	2
003	国年	第3号被保険者	平成 8. 12. 14	平成12. 12. 11	48
004	厚年	■■■■株 式会社	平成12. 12. 11	平成14. 11. 1	23
		(0909 全国〇〇〇〇業厚生年金基金	平成12. 12. 11	平成14. 11. 1	)
005	国年	第1号被保険者	平成14. 11. 1	平成15. 3. 19	4
006	国年	第3号被保険者	平成15. 3. 19	平成16. 5. 1	14
007	厚年	■■■■株式会社	平成16. 5. 1	平成19. 7. 1	38
008	国年	第3号被保険者	平成19. 7. 31		21

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
6	0	0	0	0	0	83	89	103	103	0	0	192
国民年金被保険者期間 における未納月数			0	付加保険料納付月数 (再掲)			0	( 23 )	( 23 )			

【備考欄】

4 「これまでの『年金加入履歴』です」の見方

！年金加入記録をお確かめください。

※「これまでの『年金加入履歴』です」の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。

赤字の①②③は、特にご確認ください。①の(空いている期間があります。)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間(共済組合等に加入されている場合もこのように表示されます。)ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていたという場合には、加入記録の「もれ」の可能性がありますので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

③欄(お勤め先の名称などについて)

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が社会保険庁のコンピュータに登録されていない場合です。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

◆未納月数は納付済月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)  
◆前納は納付済み期間に計上しています。  
◆学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

国民年金の納付状況について

◆国民年金の納付・未納の詳細は、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方のみ送付しています。)

これまでの『年金加入履歴』です  
お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください  
(裏面の解説もご覧ください)

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。  
※国民年金、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の補正も行っていることがあります。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚生	厚生年金保険	平成4.4.1	平成5.10.1	18
2	国民	第1号被保険者	平成4.4.1	平成5.10.1	18
3	厚生	東産			102
4	国民				46

⑦国民年金				⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	
				( )	( )			
国民年金被保険者期間における未納月数		付加保険料納付月数(再掲)						

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国民」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」でご確認ください。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。  
ただし、代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方  
→ 企業年金連合会  
(年金相談室：0570-02-2666)  
※一部のIP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と  
・現在加入中の方  
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は( )に再掲しています。ただし、代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

標準報酬月額について

◆厚生年金保険などの標準報酬月額は「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方のみ送付しています。)



[ 老齢年金の見込額について ]

- ◆ 厚生年金の加入月数が12か月以上ある方には、60歳から64歳までの間、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。厚生年金に加入している方は、60歳まで厚生年金の加入月数を延長して計算しますが、今後、厚生年金の加入月数が12か月を満たす前に退職した場合は、このお知らせと異なり、特別支給の老齢厚生年金は支給されませんのでご注意ください。(65歳から老齢厚生年金が支給されます。)
- ◆ お知らせしている年金見込額では、加給年金額及び振替加算額は除いています。加給年金額とは、厚生年金の加入期間が20年以上あり、65歳未満の生計維持関係のある配偶者がいる場合等に加算される額です。配偶者が65歳となった際には、この加給年金は加算されなくなりますが、配偶者の生年月日に応じて配偶者の老齢基礎年金に一定の額を振り替える経過措置を設けており、その額を振替加算額といいます。
- ◆ 特別支給の老齢厚生年金の額のうち、定額部分が受けられる年齢は性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。また、同様に報酬比例部分が受けられる年齢についても、性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。
- ◆ 65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分の額の方が厚生年金の加入期間に基づく老齢基礎年金の額よりも高い額の場合は、その差額が経過的加算として加算されます。
- ◆ 離婚等により厚生年金保険の標準報酬の分割の対象となった方については、分割後の標準報酬で計算しております。
- ◆ 国民年金の付加保険料を納付した月がある方は、老齢基礎年金の見込額に「付加年金」の額を含めてお知らせしています。
- ◆ お示している老齢基礎年金の見込額には、共済組合員期間は含まれておりません。

[ 厚生年金基金に加入されている(されていた)方へ ]

厚生年金基金の加入期間のある方の年金見込額は、加入していた厚生年金基金又は企業年金連合会(旧名称:厚生年金基金連合会)から支払われる分を除いています。  
 なお、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した期間については、年金が国から支払われるため、厚生年金の加入期間として計算しています。

[ 年金見込額が出力されていない方へ ]

- 以下の原因が考えられます。
- 共済期間がある。(共済期間は見込額計算に使用していません)
  - 被保険者記録に不備がある。
  - 合算対象期間(いわゆるカラ期間)を算入しなければ計算できない。
  - 加入期間が足りない。

年金見込額については、最寄りの社会保険事務所又は年金相談センターにご相談ください。

[ 国民年金保険料の未納期間等がある方へ ]

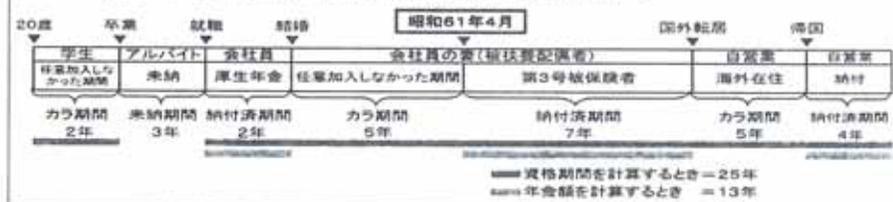
- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、お早めの納付をお願いします。
- ◆ 免除や学特等(学生納付特例・納付猶予)の期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。(3/4免除、半額免除及び1/4免除の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限りです。)  
 なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

[ 年金受給資格について ]

- ◆ 老齢年金を受給するためには、原則として25年(保険料納付済期間+免除期間等+合算対象期間(いわゆるカラ期間)=25年(300月))以上の年金加入期間が必要です。  
 (国民年金は60歳まで、厚生年金は事業所に勤めている間は70歳まで加入することになります。)

※ (いわゆるカラ期間)とは、年金制度への加入が任意であったため、加入していなかった期間などをいいます。例えば、以下の1~3の期間のうちの20歳から60歳までの間の期間です。

1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に厚生年金等加入者の被扶養配偶者であった期間
2. 海外に在住していた期間
3. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で学生であった期間 等



[ 任意加入について ]

- ◆ 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間(480月)保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。  
 ▲ 国民年金保険料の納付が完了していないが、保険料の納付済期間が25年以上に満たない場合は、60歳以降に任意加入することができます。請求した方は任意加入する期間等が25年以上必要です。  
 ※ この要件を満たしていない場合は、65歳以降に70歳になるまで任意加入ができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)
- ◆ また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

[ その他留意事項 ]

- ◆ 社会保険庁や厚生年金基金又は企業年金連合会(旧名称:厚生年金基金連合会)に届けられているご住所又は氏名が現在住所又は氏名と相違している場合、重要なお知らせ等お届けすることができませんので、お手数ですが速やかに訂正(変更)届の提出をお願いします。  
 ○国民年金加入中:市区町村役場、○厚生年金又は厚生年金基金加入中:お勤めの会社など、○厚生年金基金に過去加入していた方:加入期間が10年未満又は基金が解散の場合:企業年金連合会、加入していた期間が10年以上の場合:当時のお勤め先に確認の上、各厚生年金基金